

(監査の目的)

第1条 学校法人産業医科大学（以下「学校法人」という。）の監事の監査は、学校法人産業医科大学寄附行為第8条の規定に基づき、学校法人の業務の適正な実施を目的として行うものとする。

(監査への協力)

第2条 監事は、その職務を執行するため必要と認めるときは、理事長の承認を得て、学校法人の職員を監査の事務に協力させることができる。

2 前項の規定により、監査の業務に従事する職員は、監査の結果について他に漏らしてはならない。

(監査の方法)

第3条 監事は、書面監査及び実地監査により監査を実施する。

2 監事は、学校法人に対して業務の報告を求め、又は業務及び財産の状況を調査し、若しくはその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(監査事項)

第4条 監査は、次の事項につき実施する。

- (1) 諸法規、学校法人の規則、規程、達等の実施状況
- (2) 業務の執行及び経営の状況
- (3) 予算及び事業の執行状況
- (4) 資産の取得、管理及び処分に関する事項
- (5) 決算報告書及び財務諸表

(監事の理事会等の会議への出席及び意見の開陳)

第5条 監事は、理事会その他重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

2 前項の会議については、その会議を主管する長は、事前に開催日時、場所、目的、議題等を監事に通知するものとする。

(監事に回付する文書)

第6条 次の各号に掲げる文書は、遅滞なく常勤監事に回付するものとする。

- (1) 許可、認可又は承認の申請その他の重要文書
- (2) 規則、規程、達等の制定及び改廃に関する文書
- (3) 業務運営の基本方針の決定に関する文書
- (4) 契約に関する重要文書
- (5) 訴訟又は訴願に関する重要文書
- (6) 産業医学振興財団及び会計検査院その他監督官庁に提出する重要文書
- (7) その他業務上重要な文書又は学校法人の運営に関する重要な報告

(事故等の監事への通報)

第7条 業務上の事故等が発生したときは、関係責任者は直ちに文書又は口頭で監事に通報するものとする。

(監査の結果の理事長への通知等)

第8条 監事は、監査の結果について文書を作成し、理事長に通知するものとする。

2 監事は、監査の結果、財産の状況及び業務の運営につき改善を要すると認めた事項があるときは、理事長に対し、意見を提出するものとする。

3 前項の監事の意見に対し、理事長は、その措置及び結果について回答するものとする。

附 則（平成29年1月27日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。